

# 宮城県住生活基本計画の概要

## 1 計画の目的・改定の背景・計画期間

### (1) 目的

宮城県住生活基本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に掲げられた基本理念及び基本方針を踏まえ、住生活基本法第 17 条に基づく都道府県計画として、県民の豊かな住生活の安定確保及び向上を図るため、住宅施策の基本方針と住生活の安定向上に関する施策を定め、これらを総合的かつ計画的に進めるものです。

### (2) 改定の背景

宮城県住生活基本計画は住生活基本計画（全国計画）の見直しを受けて、おおむね 5 年ごとに見直すこととしています。平成 28 年 3 月に全国計画が見直されたことから、少子高齢化、人口減少、空き家等の増加の懸念などの社会情勢の変化を踏まえ、今回、本計画の見直しを行うものです。

### (3) 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までとし、おおむね 5 年後に見直しを行います。

## 2 住生活の現状と課題

### (1) 東日本大震災からの住まいの復興の推進

東日本大震災から 5 年 9 か月が経過しましたが、応急仮設住宅には未だに約 2 万 4 千人（平成 28 年 12 月末現在）の被災者が入居しています。一日も早い住まいの復旧・復興に向け、災害公営住宅の整備や自力再建に向けた宅地供給による恒久的な住宅の確保とともに、地域コミュニティの再生が求められています。

### (2) 住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定の確保

高齢者世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の数は増加していくことが予測されるため、こうした方々が安心して暮らすことができるよう、公的賃貸住宅や良質な民間賃貸住宅の供給を進めていくことが求められています。

### (3) 増加する住宅ストックへの対応と住宅産業の活性化

本県の住宅ストック数は増加傾向にあります。一方、今後の世帯数の減少が予想される中、空き家の増加が懸念されます。このため、利用可能な空き家を含めた住宅ストックが有効活用されるよう、良質な住宅の循環利用が可能となる環境整備が必要です。

### (4) 地域に定住し生活するための住環境の整備

人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。地域に定住を促し、持続可能なものとするため、地域の特性や魅力を生かし、県民が自分たちの希望する地域で暮らし続けられるよう、快適で住みやすい住環境の整備が求められています。

## 3 目標

東日本大震災からの住まいの復興を達成するとともに、県民一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる快適な住まいを確保し、宮城県に「生まれてよかった」「暮らしてよかった」「ずっと住みたい」と感じられる豊かな住生活の実現を目指します。

### ■公営住宅の供給目標量\*

住宅に困窮する低額所得者等世帯の居住を安定的に確保するため、計画期間における公営住宅の供給目標量を次のとおり設定します。

|                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 平成 28 年度から平成 32 年度 16,000 戸 | 平成 28 年度から平成 37 年度 28,000 戸 |
|-----------------------------|-----------------------------|

※当該期間における公営住宅の新規建設、空き家募集等を合わせた戸数。

## 4 基本方針・施策・成果指標

### 基本方針1 住まいの復興の早期達成

【現況値 → 設定値】

東日本大震災により住宅を失った被災者が、安全で安心な住まいと暮らしを取り戻せるよう、住まいの復興の早期達成に努めます。

#### <施策>

- 1 災害公営住宅等の供給
- 2 自力再建の支援
- 3 被災地域における居住の再生

#### <成果指標>

- 1 応急仮設住宅の入居者数  
【平成28年度：23,991人 → 早期解消】
- 2 災害公営住宅の整備戸数  
【平成28年度：12,804戸 → 平成30年度：15,993戸】
- 3 復興事業による民間住宅等用地の供給数  
【平成28年度：6,072戸 → 平成30年度：9,705戸】

### 基本方針2 住宅セーフティネットの構築

低額所得者等の住宅確保要配慮者が、安心して暮らせるよう、適切な公的賃貸住宅の供給と民間賃貸住宅の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。

#### <施策>

- 1 公的賃貸住宅等による住宅確保要配慮者の住宅の確保
- 2 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の住宅の確保

#### <成果指標>

- 2 災害公営住宅の整備戸数（再掲）  
【平成28年度：12,804戸 → 平成30年度：15,993戸】
- 4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合  
【平成27年度：1.7% → 平成37年：4%】
- 5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合  
【平成28年度：76% → 平成37年度：90%】
- 6 最低居住面積水準未達率  
【平成25年度：5.1% → 平成37年度：3.9%】

### 基本方針3 良質な住宅ストックの形成と住宅産業の活性化

県民の多様な居住ニーズに応えるため、その基礎となる良質な住まいづくりや住まいの適切な維持管理を進めるとともに、地域資源である県産材や地域の住宅産業に係る人材や技術の活用により、宮城らしい住まいと暮らし方が提供される仕組みづくりに努めます。

#### <施策>

- 1 良質で寿命の長い住まいづくり
- 2 既存住宅の質の維持向上と活用促進
- 3 地域住宅産業の活性化

#### <成果指標>

- 7 新築住宅における認定長期優良住宅の割合  
【平成27年度：10.4% → 平成37年度：20%】
- 8 一定の省エネ対策を講じた住宅ストック比率  
【平成25年度：35.2% → 平成37年度：50%】
- 9 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率  
【平成25年度：84% → 平成32年度：95%】
- 10 既存住宅の流通シェア  
【平成25年度：11.4% → 平成37年度：15.5%】
- 11 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合  
【平成25年度：5.1% → 平成37年度：10%】

### 基本方針4 持続可能な住まい・まちづくり

県民が愛着を持ち、ずっと住みたいと感じられる宮城を実現するため、定住したくなるような魅力ある地域づくりを進めるとともに、安全・安心で快適な居住環境の形成に努めます。

#### <施策>

- 1 地域定住に資する住まい・まちづくり
- 2 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

#### <成果指標>

- 12 道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅ストックの比率  
【平成25年度：13.5% → 平成37年度：28%】
- 13 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率  
【平成25年度：44.8% → 平成37年度：75%】
- 4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合（再掲）  
【平成27年度：1.7% → 平成37年度：4%】
- 5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合（再掲）  
【平成28年度：76% → 平成37年度：90%】
- 14 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率  
【平成25年度：43.4% → 平成37年度：50%】

## 5 計画の実現に向けて

住宅施策の推進に当たっては、県、市町村、公的団体、民間事業者等、関係団体などが情報共有を図り、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して総合的かつ効果的に住宅施策及びその取組の推進を図ります。